子どもたちが誰一人取り残されることのない保育環境の実現

保育所としての機能部分

- ②配慮を要する子どもへの支援拠点 (インクルーシブ保育のリーディング施設)
- (1)障害児・発達が気になる子どもの積極的な受入 (インクルーシブ保育を行う上での定員整理)
 - (2)医療的ケア児の受入を見据えた環境整備 (人員体制、施設面の整備)
- (3)教育・保育施設からの相談対応・支援 (保育のノウハウ、保護者との接し方等を共有する場の創出)
 - (4)相談支援事業所や児童発達支援事業所 などの支援機関との連携強化 (連携体制の確立)

①地域の子育て世帯と支援機関等を つなげる子育て支援拠点

(2)子育て世帯への継続支援 (支援が必要な家庭に対する継続したつながりの確保)

(3)療育等の専門家と保護者をつなぐ場の確保 (支援機関と保護者をつなぐ役割の確立)

(1)地域子育て支援拠点 (就学前を想定したつどいの広場)

※地域に開かれた子育て支援拠点として、 子ども達が安心して遊べ、子育て中の保護 者が相談支援を受けるとともに、保護者同士 による交流・情報収集ができる場を創設する

(実施箇所の追加/対象年齢の拡大)

- ③保育の専門性を官民みんなで高めあう 人材育成の支援拠点
- (1)市内若手職員への研修 (キャリア別研修の実施)
- (2)施設長会議や保育所連絡協議会等、既存組織に関する研修機能や連携強化 (幼稚園・認定こども園と保育園双方との連携強化)
- (3)他園が研修を受けやすい取組 (研修時期やオンライン等の手法検討)
- (4)研修機会の確保、研修内容の充実 (研修内容の企画、研修後のフィードバック)

今後民間との連携を含めて 検討していく機能

(1)病児・病後児保育 (既対応施設の拡充等の検討)

- (2)こども誰でも通園制度 (市内での取組の検討)
- (3)大規模災害時の応急保育 (複数園被災時の緊急受入先の確保)